



平成23年8月5日

各位

会社名 テルモ株式会社

代表者名 代表取締役社長

新宅祐太郎

(コード番号 4543 東証第一部)

問合せ先 広報室

(TEL 03-3217-6550)

テルモ、マレーシアでのセーフティ機構付留置針の特許訴訟で勝訴 東南アジア地域での販売拡大へ

テルモ株式会社（本社：東京都渋谷区）は、このほど、東南アジア地域でのセーフティ機構付留置針の販売拡大に取り組んでまいります。

テルモは、ドイツB. Braun社から、テルモのセーフティ機構付留置針がB. Braun社のマレーシア特許権を侵害するとして提訴をされておりましたが、7月29日、クアラルンプール高等裁判所により、同特許権を侵害しないとの判決が言い渡されました。

今回の結果を受け、テルモは、マレーシアを含め東南アジア各国で販売されている留置針のセーフティ化を推進し、医療の安全性向上に一層貢献してまいります。

なお、今後は、B. Braun社による仮差止めにより被った損害賠償を請求することも現在検討中です。

<ご参考>セーフティ機構付留置針

セーフティ機構付留置針は、医療従事者の針刺し事故防止に寄与するものです。テルモのセーフティ機構付留置針は、金属製の内針とプラスチック製の外針の二重構造になっており、内針を引き抜くと同時に自動的にセーフティカバーが内針の針先を保護します。